

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十三条の二第一項の規定によつて、届出があつた。

平成二十二年六月三日

広島県東部農林水産事務所長 藤 本 隆 文

事業主体	地区名	事業名	完了年月日
世羅町	黒渕1号	農業用排水施設整備事業	平成二十二年二月二七日
世羅町	黒渕2号	農業用排水施設整備事業	平成一九年三月三〇日
世羅町	大久保	農業用排水施設整備事業	平成一九年三月三〇日
世羅町	明神用水路	農業用排水施設整備事業	平成二〇年三月三二日
世羅町	陰地	農業用排水施設整備事業	平成一九年三月三〇日
世羅町	田の河内用水路	農業用排水施設整備事業	平成二〇年三月三二日